

# Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

## 核兵器・核実験モニター

403  
12/7/1

毎月2回1日、15日発行  
1996年4月23日  
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

## 日韓原子力協力協定 再処理技術の移転に道開く

### 朝鮮半島非核化促進の観点から再吟味が必要

福島事態を受けた原子力政策見直し作業における重要かつ喫緊の課題に、使用済核燃料の再処理・プルトニウム抽出政策を今後継続するの可否かという問題がある。再処理問題は、エネルギー、環境問題であると同時に、国際的、地域的な核不拡散・軍縮の観点から特別な関心を払わねばならない。昨年末に締結された「日韓原子力協力協定」には再処理技術の韓国への移転に道を開く内容がふくまれている。それは韓国による1992年の南北朝鮮非核化合意への違反を誘起し、日本が目指す北東アジアの非核化の阻害要因になる可能性がある。

#### 「再処理」輸出に道

##### —日韓原子力協力協定の問題性

日本は、1988年の「日米原子力協力協定」と「実施取極め」<sup>1</sup>によって、使用済み核燃料の再処理について米国からの「包括的事前同意」を得た。この下で日本は、NPT上の非核兵器国では唯一再処理のノウハウを持つ国として約45トンの核分裂性プルトニウム(Pu239)を蓄積してきた。

昨年12月9日、国会は4つの2国間原子力協力協定を承認した<sup>2</sup>。相手国は、ロシア、ヨルダン、ベトナム、韓国<sup>3</sup>である。ヨルダン、ベトナムとの協定においては、移転される技術分野を列挙した第2条に次の項が置かれた。「3(略)ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、この協定の下では移転されない」。

一方韓国との協定の本文には、このような禁止条項は置かれていない。その代わりに付属の「合意議事録」で、「ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、協定の下では移転されない」ことが確認されている。改訂に国会承認が必要な本協定本文に対して、「議事録」は必要があれば行政府の協議によって新たに作る事ができる。ただし、前記の「日米協定」

でも、再処理技術移転は「包括的事前同意」ではなく、個々のケースでの米国の同意が必要な案件とされていることから、韓国への移転は日本の一存では不可能である。

#### 韓国の「再処理」志向と米韓協定

1978年以来、原子力発電を拡大してきた韓国は、当初から、狭隘な国土における使用済み核燃料の貯蔵問題、燃料供給の安定化を理由に、「再処理」を志向してきた。この事情は日本と類似している。

ここで韓国には特別な歴史的経緯があることに着目しておこう。韓国は、70年代半ばに仏からの再処理パイロットプラントの導入を計画した

#### 今号の内容

##### 日韓原子力協力協定の問題性

<資料>「再処理」中止を求めるNGO声明

##### 核軍縮「報告の標準様式」を提案

—ウィーンNPT会議に日本など

<資料>NPDI作業文書(全訳)

##### 軍事費削減グローバルアクション

<資料>呼びかけ文(抜粋)

【連載】被爆地の一角から(64)

「ナチスの原爆開発と科学者」 土山秀夫

が、米国等の反対で断念した。当時、韓国は朴正熙(パク・チョンヒ)大統領による軍事独裁政権下にあった。同政権は少なくとも1978年当時、核兵器開発の考えをもっていたことがわかっている<sup>4</sup>。

1974年に発効し2014年に期間が満了する「米韓原子力協力協定」の改訂交渉が現在行われている。交渉の焦点に再処理問題がある。韓国にとっての差し迫った動機は、使用済み核燃料の貯蔵能力が2016年頃には飽和すると予想されることである<sup>5</sup>。現行協定では、再処理はケースごとの「共同決定」が要件とされ、米国は事実上の「拒否権」を有している。韓国は、改訂交渉の公式開始(10年10月)以前から、これを日本と同じような「包括的事前同意」方式とすることを求めるとともに、「パイロプロセッシング法」と呼ばれる処理技術の採用を提案してきた。同法は、日本などで使われている「ピューレックス法」に比べ、プルトニウムの単体抽出が難しいため「拡散抵抗性が高い」とされ、06年にブッシュ政権が提唱した「グローバル原子力パートナーシップ(GNEP)構想」の中で推奨された技術の一つである。

しかし、オバマ政権が「核不拡散」の取り組みを強化している中、同技術の「拡散抵抗性」にも、大きな疑問が投げかけられるようになった<sup>6</sup>。このような趨勢を受けて、11年11月、米韓両国は同技術を協定改訂交渉から切り離し、10年間の共同研究を行うことで合意を見た。

一方、70年代の核兵器開発計画に加え、2000年1月から2月にかけて韓国原子力研究所(KAERI)の科学者によって微量ながらウラン濃縮実験が行われ、その事実が04年6月まで隠ぺいされたことに、米国の不拡散当局や不拡散派議員は不信を抱いている。改訂交渉における焦点は、「パイロプロセッシング」の将来の実用化、使用済み核燃料の第3国での再処理を含む「包括的事前同意」の協定化を米国が受け入れるか否かである。

## 再処理は「南北非核化共同宣言」違反

しかし、韓国による再処理は、技術面よりもむしろ、朝鮮半島の非核化という文脈で考えるべき問題である。1992年1月20日、盧泰愚(ノ・テウ)大統領と金日成(キム・イルソン)国家主席は、「朝鮮半島の非核化に関する南北朝鮮の共同宣言」(以下「南北共同宣言」)に署名した(同年2月19日発効)。共同宣言は、「朝鮮半島の非核化を通して核戦争の危機を除去」すること等を目的に、以下を含む4項目の合意を明らかにした。

1. 核兵器の実験、製造、生産、受領、保有、貯蔵、配備、使用をしない。
2. 原子力を専ら平和的目的のためにのみ利用する。
3. 核再処理施設及びウラン濃縮施設を保有し

ない。

「南北共同宣言」は、05年9月19日の「第4回6か国協議における共同声明」においても、「遵守され、実施されるべきである」ことが確認された。北朝鮮は一時、6か国協議の合意のすべてに拘束されないという立場をとったが、今年2月29日の米朝合意でそこに立ち戻る意志を表明した。その後、4月の衛星打上げを巡る緊張の中で、北朝鮮は再び態度を硬化し「米朝合意」の無効を宣言した。しかし関係修復の可能性は残されている。

このような状況の中で、もし韓国が再処理やウラン濃縮に手をそめれば、北朝鮮の核開発路線に口実を与えるのは明白である。しかし韓国の再処理が「南北共同宣言」に違反することは、オバマ政権の認識でもある。09年7月、エレン・タウシャー米国務次官(軍備管理・国際安全保障担当。当時)は、リチャード・ルーガー上院議員の文書質問に対して、韓国による再処理は「南北共同宣言」違反であり、それゆえ(ユートラム、日本、インドに対するような)包括的事前同意を与えるべきではない」と回答している<sup>7</sup>。

一方、昨年の協力協定審議の中で、日本政府は、「6か国共同声明」と協定における「濃縮・再処理」の扱いの整合性を質した浜田昌良参議院議員(公明党)の質問主意書(11年12月7日)に対して、「再処理」には言及せず、「ウランの濃縮を大韓民国が行うことは想定されていない」とした上で、次のように答弁した。「(6か国共同声明は)北朝鮮の核問題に関する基本的文書の一つであり、我が国としても重視しているが、我が国と大韓民国との間の国際法上の権利義務関係を設定する本協定とは別の枠組みであり、本協定の規定に影響されるような性格のものではない。」(強調は筆者)。「6か国共同声明」の当事者として、共同声明履行に向けた意欲と責任感を欠いた認識といわねばならない。

## 問われる「非核日本」の内実

2国間原子力協力協定の世界的拡大の背景にあるのは、先進国の原子力産業の市場争奪競争である。日本の産業界も昨年末の4つの協定の国会承認を歓迎した。しかし、実利の側面からのみこの問題を考えることが大きな間違いであることは以上に述べたとおりである。問われるのは国際社会の中での「非核日本」の内実と責任である。日本が非核三原則を持ちながら、再処理の特権を手放さずプルトニウムの蓄積を続けるならば、韓国も北朝鮮も同じ権利を求めるであろう。それは現政権が目指す北東アジアの非核化の足元を掘り崩す。3ページの「NGO声明」が述べるように、日本は、少なくとも再処理中止に向けて舵をきるべきである。これは原子力依存からの脱却にもつなが

りうる方向転換である。

「日韓原子力協力協定」は、北東アジア非核化という明確な目標のなかで再吟味されてゆかねばならない。同時に、使用済み核燃料の管理、処分の多国間枠組みのための対話も検討されるべきである。(田巻一彦)⑩

注

- 1 「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(1988年7月2日発効、条約第5号)及び「実施取極」(1988年11月18日、外務省告示第572号)  
[www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2012/05/02/](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/05/02/)

1320751\_006.pdf

- 2 それまで次の国々と協定を結んでいる。米国、英国、カナダ、豪州、中国、フランス、カザフスタン及び欧州原子力共同体(ユーラトム)。
- 3 外務省ウェブサイトにて4協定の本文、解説等。  
[www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty179.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty179.html)
- 4 ノーチラス研究所・情報公開法プロジェクト:韓国。  
<http://nautilus.org/projects/foia/foia-reports-by-region-south-korea-rok/>
- 5 マーク・ヒップス、カーネギー財団「グローバル・インサイダー:米韓原子力協定」(10年11月29日)。  
[carnegieendowment.org/2010/11/29/global-insider-u.s.-south-korea-nuclear-agreement/6l6](http://carnegieendowment.org/2010/11/29/global-insider-u.s.-south-korea-nuclear-agreement/6l6)
- 6 「米国高官:パイロプロセスは再処理である」、『アームズコントロール・トゥデイ』、11年4月。
- 7 09年7月1日「朝鮮日報」(英語電子版)。

## プルトニウムをこれ以上つくるな 核兵器拡散を助長する再処理計画の中止を求める共同声明

現在政府において、核燃料サイクルの存廃をめぐる議論が進んでいます。東京電力福島第一原発の事故以来、日本の原子力政策全体が問い直されていますが、なかでも使用済み核燃料問題はきわめて重要な問題です。安全性、透明性、コストなど、さまざまな観点で十分かつ慎重な議論が必要ですが、私たちはここで、使用済み核燃料の再処理計画と核兵器の関係について注意を喚起したいと思います。

使用済み核燃料の再処理によって分離されるプルトニウムは、核兵器の材料となりうるものです。長崎に投下された原爆は、プルトニウム爆弾でした。現在の技術では、5キロ前後のプルトニウムで原爆が一個作られるといわれています。原子炉級のプルトニウムでも核兵器を作ることができることは、国際的な専門家が認めているところです。

日本は既に約45トンという大量の分離プルトニウムを国内外に保有しています。この上、青森県六ヶ所村の再処理工場の運転が始まれば、一年に最大1000発の原爆を製造可能なプルトニウムが商業生産されることとなります。

これらのプルトニウムの利用見通しは立っていません。高速増殖炉計画は事実上破綻しているばかりでなく、政府が「脱原発依存」を打ち出す中で、プルスール計画の拡大も考えられません。このままでは日本は、政府の基本政策に反して、利用目的の説明できないプルトニウムを大量に備蓄していくこととなります。非核三原則を持ち核不拡散条約(NPT)の義務を厳格に守っているとはいえ、これでは周辺諸国から核武装の疑惑をもたれかねません。さらに、プルトニウム

の盗難や施設への攻撃の危険性も高まります。

さらに、日本が再処理を進めることは、核兵器の拡散につながる悪影響があります。六ヶ所村の再処理工場の稼働が始まれば、非核兵器国で唯一のプルトニウムの本格生産となります。これに対して、日本と同様の技術を持つ権利があると主張する国が出てくるでしょう。例えば、韓国においても再処理を求める声が高まる可能性があります。これは、朝鮮半島非核化共同宣言(1992年)の土台を崩す危険をはらんでおり、北東アジアの非核化に水をさすものです。イラン等に核兵器開発を行わないよう求め、核不拡散体制を強化しようとしている国際的努力を、日本が混乱させてしまうことになるのです。

3月にソウルで開かれた核セキュリティサミットでは、プルトニウム等、核兵器に利用可能な物質の管理を強化することが確認されました。一方で日本政府は、兵器用核物質生産禁止条約の交渉開始を訴えています。こうした中で、日本自身が利用目的の不鮮明なプルトニウムの生産を拡大していこうというのは、大きな矛盾です。

核兵器廃絶の一日も早い実現は、被爆国・日本が一貫して願って来たことです。だからこそ、そのための国際的努力に逆行するような政策は、ただちに止めなければなりません。私たちは、政府が使用済み核燃料の再処理計画を中止し、その上で、安全性、透明性、コストなどを十分に踏まえた使用済み核燃料対策を立案するように求めます。

2012年4月30日

### 署名者

阿久根武志(世界連邦運動協会事務局長)  
鮎川ゆりか(Office Ecologist代表)  
小笠原公子(日本基督教団神奈川教区核問題小委員会委員長)  
岡本三夫(岡本非暴力平和研究所)  
河合公明(創価学会平和委員会事務局長)  
川崎哲(ピースボート共同代表)  
きくちゆみ(ハーモニクスライフセンター共同代表)  
笹本潤(日本国際法律家協会事務局長)  
佐藤潤一(グリーンピース・ジャパン事務局長)

設楽ヨシ子(ふえみん婦人民主クラブ共同代表)  
須田稔(立命館大学名誉教授)  
高原孝生(明治学院大学教員)  
大道魯参(仏法山禅源寺)  
田中熙巳(日本原子爆被害者団体協議会事務局長)  
田中英雄(神戸は地元や!再稼働止めんかい、市民会議)  
田中美江(原発八女ん会代表)  
寺尾光身(名古屋工業大学名誉教授)  
朝長万左男(核兵器廃絶地球市民長崎集実行委員長)  
内藤雅義(反核法律家協会理事)  
伴英幸(原子力資料情報室共同代表)

藤川泰志(原水爆禁止調布市民会議)  
藤本泰成(原水爆禁止日本国民会議事務局長)  
星川淳(アクト・ビヨンド・トラスト理事長)  
本田宏(北海学園大学法学部教員)  
俣野尚子(日本YWCA会長)  
森田玄(ハーモニクス・ヒーリング・ハワイ共同代表)  
森瀧春子(核兵器廃絶をめざすヒロシマの会共同代表)  
湯浅一郎(ピースデポ代表)

賛同団体・賛同者:略(下記URL参照)。  
[www.peaceboat.org/info/news/2012/120501.shtml](http://www.peaceboat.org/info/news/2012/120501.shtml)



## 核不拡散・軍縮イニシアティブ(NPDI) NPT第1回準備委員会に作業文書

4月30日から5月11日にかけて国連ウィーン本部で開催された、2015年NPT再検討会議第1回準備委員会に、日本を含む10か国からなる核不拡散・軍縮イニシアティブ(NPDI)は4つの作業文書を提出した。その一つである「核兵器の透明性」の全訳を以下に示す。作業文書は、2010年再検討会議の合意文書が、核軍縮促進の不可欠な要素として「可能な限り早期に合意する」ことを核兵器国に求めた「報告の標準様式」を提案するものである。同案は、2011年4月のNPDI第2回会合(ベルリン)で作成が合意され、11年6月の5核兵器国(P5)のNPTフォローアップ・パリ会合に提出された。

報告様式案は次の5項目から構成される。(a)核弾頭(戦略核・非戦略核)の数、種類、配備状態、(b)運搬手段の数、種類、(c)削減・解体された核兵器・運搬手段の数、種類、(d)兵器用核分裂性物質の生産量と現状、(e)軍事・安全保障概念、ドク

トリン、政策において低減された核兵器の役割。

NPDIが、このような具体的な努力を継続していることは評価できる。内容も、核弾頭や運搬手段などの現状のみならず、非核兵器地帯条約やCTBTへの対応、核政策、核ドクトリンに及ぶ総合性を備えている。市民・NGOの立場から言えば、項目(e)には米国の核兵器の存在を肯定も否定もしない(NCND)政策や各国の核兵器研究所の活動の透明性等も加えるべきであろう。また同項目には、米国の拡大核抑止に依存する非核兵器国(NPDIの10か国のうち日本を含む7か国もそのような国である)も報告すべき立場にある。つまり、項目(e)は提案国自らの政策を問う重要な要素を含んでいる。

前記11年6月のNPDI提案にP5はまだ回答していない。6月27～29日、ワシントンで開催されるP5の第2回会合での本提案に対する核兵器国の対応を注視したい。(湯浅一郎)M

### 【資料】核兵器の透明性:核不拡散・軍縮イニシアティブ(NPDI)

オーストラリア、カナダ、チリ、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコおよびアラブ首長国連邦による作業文書(NPT/CONF.2015/PC.I/WP.12\*)

\*技術的な理由により5月7日付で再発行。

2015年NPT再検討会議  
第1回準備委員会  
2012年4月20日、ウィーン

1. 核兵器に関連する情報の透明性の向上は、核軍縮とその検証における一層の前進にとって重要な前提条件である。この考えは、2000年核不拡散条約(NPT)再検討会議において採択された完全な軍備縮小を達成するための体系的かつ前進的な努力に向けた実際の措置13項目に反映された(NPT/CONF.2000/28(第I部及び第II部)参照)。措置9(b)で、同再検討会議は、核兵器能力について、また条約第VI条に基づく合意事項の履行について、核軍縮の更なる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器国が透明性を向上させることを求め、措置12では、締約国が条約第VI条の履行に関して定期報告を行うことを義務づけた。

2. 2010年再検討会議は、最終合意(NPT/CONF.2010/50(第I巻)参照)において、核軍縮および核兵器のない世界の平和と安全の達成には、公開性と

協調が必須であることを認め、透明性の増大と効果的な検証を通じた信頼強化の重要性を強調した。会議の合意によって採択された行動計画の行動5(g)は、核兵器国に対し、透明性をいっそう高め、かつ相互の信頼を向上させるよう求めた。また「行動21」は、報告の標準様式について可能な限り早期に合意するとともに、国家安全保障を損なうことなく、標準化された情報を自発的に提供するという目的にたつて、適切な報告提出の間隔を決定するよう奨励した。

3. 再検討会議は、保有核兵器数に関して、いくつかの核兵器国が透明性を増大させたことに留意した。これら核兵器国の貢献並びに2011年2月5日の米ロ間の戦略兵器削減条約(START)の発効は、歓迎されるべきことである。しかしながら、すべての核兵器国による核兵器に関係する、より詳細な情報提供の必要性とそれに寄せられる期待は一層高まっている。これは、現在のところ軍備管理と軍縮プロセスが形成されていない非戦略核兵器に関して特にいえることである。情報提供の拡大は、安全保障と信頼醸成のための重要な措置であるのみならず、核軍縮の一層の前進を促進するものとなる。

4. 再検討会議は、核兵器国に対し、自らの核軍縮努力を2014年の準備委員

会に報告するよう求めた。行動21は、報告の標準様式を導入することにより、そのための枠組みを提供している。この文脈において、核兵器国による、行動計画に基づく誓約の履行を組織化する努力が歓迎される。このプロセスを支援するべく、非核兵器国で構成される核不拡散・軍縮イニシアティブ(NPDI)は、核軍縮に関する報告の標準様式を提案し、2011年6月に核兵器国と共有した。その様式案は、本作業文書の付録に示すとおりである。

5. 2015年再検討サイクルのために、我々は、核兵器に関連する情報の透明性の増大への期待を再度明らかにしたい。これは核兵器国によって斟酌されるであろう、第1に、報告の標準様式は、核兵器国の国家安全保障を損なうことなく、以下の情報を含むものとなる：(a)核弾頭の数、種類(戦略、非戦略)及び状態(配備、非配備)；(b)運搬手段の数及び可能であれば種類；(c)核軍縮努力の一部として解体され、削減された核兵器及び運搬手段の数と種類；(d)軍事目的で生産された核分裂性物質の量；(e)軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン並びに政策における核兵器の役割と重要性を低減するためにとられた措置。

6. 報告様式案には上記諸要素が含まれている。しかし、様式案は例示的なものであり、従って網羅的でも決定的なものでもない。例えば、核兵器国によって合意される最終的な様式においては、標準化された報告には、国家予算、および核兵器の維持に投じられた他の資源が含まれるかもしれない。他の締約国は、核兵器国であるか非核兵器国であるかを問わず、様式の要素

に関する他の追加的な見解を持つかもしれない。

7. 第2に、行動計画の行動5は、核兵器国に対し2014年準備委員会に核軍縮の努力を報告するよう求めている。しかし我々は、準備委員会の各セッションで、核兵器国が、将来更新されることを前提に、予備的報告を自発的に提出することを考慮するよう奨励する。

8. 第3に、透明性と情報交換を促進するために、我々は、核兵器国に対し、核兵器に関連する定義及び用語に関する議論を継続するよう奨励する。

9. 最後に、我々は、非核兵器国を含むすべての締約国が、行動20に従い、2010年行動計画および他の関連文書の履行に関する定期報告を提出するよう奨励する。

付録: 軍縮に関する報告の標準様式:  
[国名], 20XX

2010年再検討会議において、締約国は、条約の3本柱に関する前例のない行動計画を採択した。特に重要な行動21では、信頼醸成措置として、全ての核兵器国が、報告の標準様式に可能な限り早期に合意し、かつ国家安全保障を損なうことなく、標準化された情報を自発的に提供するという目的において、適切な報告提出の間隔を決定するよう奨励した。本報告様式案は、パリにおける安全保障

理事会非常任理事国・5か国の会合のために、標準的な報告様式を具体化し開発する過程に対し、予備的なインプットを行うことをめざしている。この案は、行動計画の行動3及び5(a)の中で特に言及された、核軍縮における核兵器国の努力に関する透明性を増大させるために、最も重要な情報のうちのいくつかを報告するための可能な標準様式を提供することをめざしている。同行動計画において、核兵器国はまた、さらに広範囲の他の軍縮措置に関する自らの努力

も報告されるべきであることも誓約した。本様式案にはこれに関連する諸要素を可能な限り含めてある。この提案の下で、核兵器国には、準備委員会の各セッションにおいて、彼らの努力に関する報告をすることが期待される。行動5は、核兵器国に対し、2014年準備委員会に、その努力を報告するよう求めている。しかしそれは、2014年に先立って開かれる準備委員会の各セッションで、予備の様式であれ、そのような報告を提示することを妨げるものではない。

核弾頭	国の回答
核弾頭総数 <sup>2)</sup>	
備蓄核弾頭数 <sup>2)</sup>	
戦略及び非戦略核弾頭数	戦略 非戦略
戦略及び非戦略配備核弾頭数	戦略 非戦略
戦略及び非戦略非配備核弾頭数	戦略 非戦略
20XX年における核弾頭の削減数	
20XX年における解体核弾頭の総数	
運搬手段	国の回答
種類(ミサイル、航空機、潜水艦、大砲、その他)ごとの核弾頭運搬システム数	配備: 非配備:
20XX年における運搬手段の削減数	
20XX年に解体された運搬手段数	
1995年からの核軍縮 <sup>2)</sup>	国の回答
1995~2000年	
2000~2005年	
2005~2010年	
核ドクトリン	国の回答
軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン並びに政策における核兵器の役割と重要性を低減するためにとられた、あるいはとられつつある措置	
報告国の核兵器の作戦即応性を減じるためにとられた、ないしとられつつある措置	
核兵器の偶発的、あるいは不許可の使用の危険性を減じるためにとられた、ないし過程にある措置	
報告国による消極的安全保証(状態及び定義を含む)の記載	
非核兵器地帯条約に関連する議定書の批准に関する現状、および将来見通し	
非核兵器地帯条約に関連する議定書の発効に関する協定および協力の現状	
関係国による非核兵器地帯条約に関連する議定書についての留保の見直しの現状	
核実験	国の回答
包括的核実験禁止条約に対する批准の現状	
核爆発実験のモラトリアムに対する継続的な支持についての報告国の政策の現状	
国家、地域、及び世界的レベルにおける包括的核実験禁止条約発効促進の活動	

政策見直し計画	国の回答
核兵器備蓄、核ドクトリン、あるいは核態勢に関連した、計画でないし進行中の政策見直しの範囲と焦点	
核分裂性物質	国の回答
国家安全保障目的のために生産されたプルトニウムの総量(トン)	
国家安全保障目的のために生産された高濃縮ウランの総量(トン)	
国家安全保障目的のための過剰であると宣言した核分裂性物質の量(トン) <sup>3)</sup>	
報告国が軍事目的に必要なものとして国際原子力機関(IAEA)に申告した、すべての核分裂性物質の量と申告した年、並びにIAEAもしくは他の国際的な検証及び平和目的での処分のための取極めの下に置かれたそれら物質の保管状況を含む現状(及び将来計画)。	
核分裂性物質の不可逆的撤去を保证する適切な法的拘束力のある検証取極めの開発の現状	
核兵器用核分裂性物質の生産施設の解体、または平和利用への転用の現状(及び何らかの将来計画)	
核軍縮を支援する他の措置	国の回答
信頼醸成、透明性増大、及び効果的な検証能力の開発を目指した諸政府、国連および市民社会との協力	
「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」と題された1995年の決定の第VI条第4節(c)、および2000年再検討会議の最終文書で合意された実際の措置の履行に関する定期報告を行った年および公式文書記号	
核軍縮・不拡散教育を促進する活動	

注:  
a) 解体待ちをも含む、報告国の管理下にあるすべての核弾頭。  
b) 配備及び活性貯蔵された現役弾等数。  
c) この項目は、核兵器国が、条約の無期限延長と引き換えに、一連の主要な核軍縮措置に合意した、1995年のNPT再検討・延長会議以来の核軍縮努力を裏付けることを可能にする。行動21で言及されているように、報告は国家安全保障を損なうことなく行われる。しかし核兵器国は、上記の項目につき、可能な限り幅広く報告するよう大いに奨励される。  
d) 本報告様式で用いられるすべてにおいて、「核分裂性物質」は、高濃縮ウラン(ウラン235濃度20パーセント以上)、核兵器級分離プルトニウム(Pu)、ウランウム-233(U-233)、ネプツニウム(Np)あるいはアメリカシウム(Am)として定義される。

(訳: ピースデボ)



# 軍事費削減を求める世界市民と国連

## 40か国で第2回「軍事費グローバルアクションデー」

4月17日、「第2回 軍事費についてのグローバルアクションデー(GDAMS 2.0)」が実施された。昨年と同様、軍事費問題に取り組む、国際平和ビューロー(IPB。本部:ジュネーブ)および、政策研究所(IPS。本部:ワシントンD.C.)の2つの国際NGOが呼びかけ行われたものである。下の囲みに、呼びかけ文(日本語版)の抜粋を掲載する。

第2回目となった今年は、世界40か国以上において、140以上のイベントが開催された。4月17日は、米国の「タックスデー(税金の日)」であり、世界の軍事費の約4割を占める米国内でも、「国民の血税を軍事に使うな」とのイベントが数多く実施された。

また、6月20~22日にリオデジャネイロ(ブラジル)で開催された「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」の2か月前であることを踏まえ、各国政府に対し、軍事費を削減し持続可能な社会を創るために予算を振り分けることが求められた。国連は、アンジェラ・ケイン国連軍縮問題高等代表の名で賛同を表明<sup>2</sup>し、カシムジョマルト・トカエフ

国連欧州本部長も談話を発した。

日本国内では、沖縄で取り組みが活発になされた。辺野古、高江、普天間、嘉手納において、バナー(横断幕)アクションやシンポジウムが実施された。その模様は、グローバルアクションデーの報告書に「アジア太平洋地域」として掲載され、この地域への米国の軍配備に反対する取り組みとして、済州島(韓国)や、ダーウィン(豪)でのイベントとともに報告されている。

世界各国のNGO・市民と国連が連帯し、各国政府への軍事費削減を求める動きは、広がりを見せている。米国の財政赤字や欧州経済危機等、グローバル経済の綻びは、世界各地で顕在化している。持続可能なグローバル社会をめざすとき、「軍事力によらない安全保障体制の構築」は、喫緊の課題である。(塚田晋一郎)<sup>1</sup>

注

- 1 <http://demilitarize.org/>に基本情報、世界各国イベント地図、報告書など。
- 2 [www.un.org/News/Press/docs//2012/dc3344.doc.htm](http://www.un.org/News/Press/docs//2012/dc3344.doc.htm)

### 【資料】第2回「軍事費グローバルアクションデー」呼びかけ文

2012年1月17日

(略)

昨今の経済危機で、世界中の政府が、人間の基本的ニーズへの予算を削減すべきかどうかの選択を強いられました。人間のニーズとは、たとえば気候変動に立ち向かうこと、命にかかわる病気と闘うこと、ミレニアム開発目標を達成することなどです。しかし、勇気あるいくつかの例外をのぞいて、政府の多くが軍事費に多額の予算をつぎ込んでいます。ストックホルム国際平和研究所の2011年発表によると、世界は今、かつてない規模で軍事に投資をしています。現在、年間1兆6300億ドルの軍事費は、今もその額を増やし続けています。この金額を他のことに使うことができれば、いま地球が直面している多くの課題が解決に向かうことでしょう。

2012年6月には、ブラジル・リオデジャネイロにて地球サミットが行われます。世界中のリーダーと市民活動家が集まり、持続可能で、全員に雇用と機会のある、グリーンな社会づくりを目指します。「軍事費についてのグローバルアクションデー」は、この地

球サミットが開催されるちょうど2か月前です。軍事行動に使われる経済力と知力を解き放つことなく目指す社会を実現することは難しいと、世界中で思い出すための絶好の機会です。

世界の軍事費の約半分は、米国が使っています。しかし、軍事費依存は米国だけでなく、世界中が共有している問題です。つまり、

- 米国はトレンドセッター(編集部注:新しい流行を作る国)であり、他国は「リーダーに続け」状態である。
- 米国の武器輸出は増加の一途。顧客が途絶えることはない。
- 国家予算が米国よりずっと少ない国であっても、政府予算のうち軍事費に占める割合が米国よりも高い国が多い。

「ウォール街占拠運動」や「アラブの春」の時代です。私達はこの要求を通すために、国境を越えてつながらなければなりません。(略)

4月17日、ストックホルム国際平和研究所は2011年の数字を発表します。世界各国で行われる『軍事費についてのグローバルアクションデー』は、各地のメディアに写真撮影の機会と行動ストーリーを提供します。各地域の

企画者は、グローバルデー当日や、その付近にイベントを開催してください。(略)

『軍事費についてのグローバルアクションデー』は国際平和ビューロー(ジュネーブ)と政策研究所(ワシントンDC)がコーディネートしています。このキャンペーン成功のため、国際委員会も設置しました。(略)

アクションを盛り上げよう！  
軍事費を人間の基本的ニーズへとシフトするために、今後数年間で政治の議論の場に、この問題を持ち込まなければなりません。軍事費の現状を受け入れることを拒否する団体が数千、個人が数百万いることはわかっています—必要なことは、それを目に見えるものにするため、本気で結集する努力をはじめることです。影響力ある語り手の力を借りる必要もあります。労働者から学生まで、幅広い層とつながることで、確実に変化へと結びつけていきましょう。(略)

連絡先: コリン・アーチャー／国際平和ビューロー(IPB)  
ジョン・フェファア／政策研究所(IPS)  
[www.scribd.com/full/80369625?access\\_key=key-1p0qpxkdm7rbeap1kzrd](http://www.scribd.com/full/80369625?access_key=key-1p0qpxkdm7rbeap1kzrd)

# ナチスは原爆開発にかかわっていたか

当時の最も科学先進国であり、しかも世界征服の野望に燃えたヒトラーのドイツが、なぜ原子爆弾の開発に遅れをとったのか、については多くの論及がなされている。意外にもヒトラーは原爆に関心を示さず、むしろロケット兵器(後のV1号、V2号)に興味と関心を持っていたからだ。いや、物理学者の中には原爆関連の研究に着手した者もいたが、物理学者と実際の製造技術者との間の連携がうまくいかなかったためだ。また原爆製造に不可欠なドイツ軍が造ったノルウェーの重水製造工場が、連合軍の猛爆で破壊されたために阻害されたのだ(ただこの点は早い時期に修復されはしたのだが)。

そして何よりも核関連の卓抜した学者としても、もしドイツが原爆を造れるとすればこの二人の力をおいてはない、と目された人物の行動が焦点となったのだ。オットー・ハーンとウェルナー・ハイゼンベルクがその二人だった。二人はドイツの敗戦まで祖国に踏みとどまっていた。そのためユダヤ人排訴を逃れて早期に亡命した学者たちは、御用学者の疑いの目で見られる者も少なくなかった。だが筆者が調べ得た限りでは、事実はその逆であり、彼等は独自の方法でいかに狂信的な“アーリア人的物理学”の世界を生き、また原爆という悪魔的魅力から人々の関心を外らさせようと苦労したかを伝えるものであった。

オットー・ハーンは1938年ベルリンのカイザーウィルヘルム研究所において、中性子の衝撃によってウラニウムからバリウムを生じる、という証明をしたことで一躍有名になっていた。しかしハーンは同時に、この結果が、世界中の物理学者が密かに抱いているであろう懸念につながりかねないのを知っていた。中性子をぶつけてウラニウムから色々な元素ができるときに凄じいエネルギーが発生すれば、人類がかつて経験したことのない爆発力を持った爆弾の製造も可能になるという懸念で

あった。ハーンは、日頃からヒトラーの野心を強く批判的に捉えていて、何回勧められてもナチスへの入党を拒否し続けた。そしてナチスがこの種の研究に協力を求めてくるのを防ぐために、あえて実験を進展させようとはしなかったのだった。

にもかかわらずハーンの下で研究していたハンガリー人のレオ・シラードは、こうしたハーンの決意を知ることなく、早期に反ユダヤの風潮を逃れて英国に亡命していた。その後米国に渡るやシラードは「このままではドイツが原爆を開発するはず」との思い込みで駆られ、遂に彼がインシュタインにルーズベルト大統領あて連合国の原爆開発を先行させるよう要請文を送らせる火つけ役となったのだった。

一方ウェルナー・ハイゼンベルクは1925年に量子力学を提唱し、32年にはノーベル物理学賞を弱冠31歳で受賞していた。しかしナチスの物理学界で批判されている学説を擁護したりしたため、次第に身の危険にさらされるようになり、多くの友人から亡命を勧められた。彼は自分の許にいる若い物理学者を置いて、自分だけ亡命する気持ちにはならないと拒否し続けた。後にハイゼンベルクは原子核エネルギー開発の研究委員会の責任者にさせられたが、頭の中では原爆も含めて先の見通しはあったものの、そうしたことは一切告げなかったという。委員会の結論は「将来もしかすれば、この原子核分裂を応用してエネルギー源になり得る可能性があるだろう」というに過ぎなかった。

連合国側がもしこれらドイツ核物理学者リーダーたちのナチスに対する本心を知っていたら、果たしてマンハッタン計画は遂行されたであろうか。いや、たとえ知っていたとしても、科学先進国のドイツが原爆開発で先行していないはずはない、と彼等の思い込み(実際には完全に間違っていた)の方が計画を推進させた可能性がより高かったのではあるまいか。



特別連載エッセー●64

つちやま ひでお  
1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎市長。過去4回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。2010年12月、長崎市名誉市民に。

## 被爆地の一角から

土山秀夫  
(題字も)



# 日誌

2012.6.6~6.20

作成：有銘佑理、林田光弘、塚田晋一郎

DOD=(米)国防総省/IAEA=国際原子力機関/ISIS=科学国際安全保障研究所/P5=安保常任理事国/SCO=上海協力機構/SLBM=潜水艦発射弾道ミサイル/WP=(米)ワシントン・ポスト

- 6月6日 米外交消息筋、中国が6か国協議再開への調整作業を行っていることを述べる。
- 6月7、8日 北京でSCO首脳会議。シリア内戦の対話解決などを求める共同宣言。
- 6月8日 プーチン・ロ大統領、北京でイランのアフマディネジャド大統領と会談。イランの立場を理解する考えを示す。
- 6月8日 IAEA、ウィーンにてイランと8時間にわたり核開発に関する協議。進展なし。
- 6月9日 北朝鮮外務省、核実験計画はなく、韓国を挑発する意思はないとの談話。
- 6月12日 イラン海軍当局者、同国初の原子力潜水艦の設計に着手したことを明かす。
- 6月13日 日本政府関係者、中国が昨年8月に北朝鮮にミサイル運搬・発射用の特殊車両を輸出したと述べる。中国外務省は否定。
- 6月13日 ヌランド米国務省報道官、中国から北朝鮮にミサイル発射台車両が輸出された疑惑で、中国に懸念を伝えたと述べる。
- 6月13日 北朝鮮、今後、「衛星」の発射予告を行った際、日本が黄海へのイージス艦配備を検討していることを非難。
- 6月14日 デービース米北朝鮮担当特別代表、6か国協議を「今再開するのはいいアイデアではない」と述べる。
- 6月14日 ワシントンで米韓外務防衛官僚会合(2+2)。北朝鮮のミサイル脅威に対する共同防衛の強化などを含む共同声明。
- 6月15日 防衛省、北朝鮮「衛星発射」対応検証報告書を発表。「北朝鮮により近い海域」へのイージス艦展開を検討すべきと記す。

## 海外派遣カンパ報告

宮野史康さんのウィーン派遣のため、**229,500円**のカンパをいただきました(目標額30万円)。ご協力ありがとうございました。(集計期間:4月15日~6月22日)

## 核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

### アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp にメールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo!グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

- 6月18日 米オバマ大統領、北朝鮮資産凍結等の制裁の1年延長を決定、議会に通知。
- 6月18、19日 イラン、核問題でP5+独とモスクワで協議。20%ウラン濃縮停止を含むイラン提案を6か国が拒否、進展なく終了。
- 6月19日 WP、米国とイスラエルがコンピューターウイルスを共同開発し、イラン政府の核関連機密を入手していたと報じる。
- 6月20日 ISIS、イランが核兵器用起爆装置の実験を行った疑いがあるとされるパルチン軍事施設の衛星写真を公表。
- 6月20日 サントペテルブルク裁判所、SLBMプラバの機密を中国に提供した国家反逆罪で、大学教授2人に懲役約12年の判決。
- 6月20日 日本で原子力規制委員会設置法が成立。法律の附則で原子力基本法などに「我が国の安全保障に資する」を加える改正。

## 沖縄

- 6月12日付 米軍準機関紙「星条旗」、DODが在沖海兵隊を実数ベースで約1万9千~2万人への増員を計画していると報じる。
- 6月12日 米空軍、ニューメキシコ州でのCV22オスプレイ低空飛行訓練の延期を発表。環境審査での地元住民の中止要求受け。
- 6月7日 民主党県連、森本防衛相の辞任要求。モロッコでのオスプレイ墜落事故報告が普天間配備後になるとの発言に対して。
- 6月8日付 日米両政府、オスプレイを岩国基地に先行配備する方針を固める。2週間程度の試験飛行後、普天間基地に配備予定。
- 6月8日 米海軍がまとめたモロッコ・オスプレイ墜落事故調査概要を防衛省が県などに伝達。安全性は「問題ない」とする。
- 6月10日 第11回県議会議員選挙。野党・中道派が過半数の27議席を獲得。県政与党は1議席減。投票率は52.5%で過去最低。
- 6月11日 神風防衛政務官、福田岩国市長、二井山口県知事と相次いで会談。岩国基地へのオスプレイ一時駐機受け入れを要請。
- 6月12日 森本防衛相、衆院予算委員会で、オスプレイについて「一応、安全性は確保されていると確信している」と述べる。
- 6月13日付 クイグリー米下院議員(民主)、国防認可法案のオスプレイ調達費を削除した修正案を5月17日に提出。琉球新報。
- 6月13日 防衛省、米海兵隊オスプレイ環境審査書を県、宜野湾市、浦添市に提出。県全域と本土での運用予定が示される。
- 6月14日 米フロリダ州でCV22オスプレ

## 何の為に「核軍縮・平和2012」

—市民と自治体のために—

監修：梅林宏道 / 発行：NPO法人ピースデポ  
発売元：高文研 / A5判、320頁

会員価格1500円 / 一般価格1800円(+送料)

6月発行予定

### ●特集：2010年NPT合意の実行

□ 47のキーワード：核軍縮/ミサイル防衛

米軍・自衛隊/自治体とNGO ほか

□ 市民と自治体に行き届くこと

□ 43の一次資料 (一部変更の可能性あり)

★ご注文方法など詳細は後日掲載予定

## 【お知らせ】広島・長崎講演日程

—被爆67周年原水爆禁止世界大会—

<広島> 8月5日(日) 9:30-12:30

ワークピア広島3F 楓

「アメリカの核戦略と東北アジアの非核化」

湯浅一郎(ピースデポ代表)

<長崎> 8月8日(水) 9:30-12:30

長崎県教育文化会館2F 大会議室

「東北アジアの非核化と日本の安全保障政策」

田巻一彦(ピースデポ副代表)

イが墜落。5人負傷。

●6月14日 二井山口県知事、防衛省で森本防衛相と面談。オスプレイ搬入を容認しない考え。福田岩国市長も同様の姿勢を表明。

●6月14日 米上院軍事委員会、議会報告書で「過去の惰性による決定から自由になるべきだ」と普天間辺野古移設計画を批判。

●6月14日 米空軍第1特殊作戦航空団のスライブ司令官、オスプレイ事故原因は不明としつつ、機体の欠陥はないと述べる。

●6月17日 宜野湾市で「普天間飛行場へのオスプレイ配備等に反対し、固定化を許さず早期閉鎖・返還を求める宜野湾市民大会」開催。5200人(主催者発表)が参加。

●6月19日 仲井真知事と佐喜真宜野湾市長が、玄葉外相、森本防衛相と会談。オスプレイ配備中止を要請。防衛相、省内に安全性評価チームを設置すると述べる。

●6月20日 伊是名村議会がオスプレイ配備撤回を求める意見書を全会一致で可決。県内全41市町村が配備反対を表明。

## 今号の略語

CTBT=包括的核実験禁止条約

IPB=国際平和ビューロー

NPDI=核不拡散・軍縮イニシャティブ

NPT=核不拡散条約

## ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

## 宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁)：会員の方に付いています。●「(定)」：会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、小野まい子、有銘佑理、岡本高明、中村和子、林田光弘、土山秀夫、梅林宏道